

# 互助会、共済 次々解散

## 改正保険業法 悪徳業者排除のはずが



各地で互助会の適用除外を訴える懇話会のメンバー（東京都内の衆院議員会館で）

昨年4月に施行された改正保険業法の影響で、営利目的ではない助け合い組織の互助会や共済が次々に解散に向かっている。通常の保険に加入できず、仲間の支え合いで入院費などを賄ってきた障害者の家族らは「弱者の助け合い組織をつぶさないでほしい」と、法の適用除外を求めている。

【小島正美、写真も】

規模な助け合い組織も適用対象となったため、互助会は廃業するか、ミニ保険会社の「少額短期保険業者」として登録するか

の選択を迫られることになった。選択の期限は来年3月末だ。福田さんは「私たちのような善意の互助会は、法の適用対象外にしてもらうしか解決策はない」と、適用除外を認める議員立法に期待をかける。

### ●400団体に影響

日本勤労者山岳連盟など4団体でつくった「共済の今日と未来を考える懇話会」（事務局・東京都新宿区）によると、子供のけがに備えたPTA互助会など、全国には400近い互助会や助け合い共済があるが、4割近

に、法改正で膨大な費用がかかってしまう」と大手保険業者を利用するだけになりかねない法改正を問題視する。

### ●救済措置訴え

共済問題に詳しい本間照光・青山学院大学経済学部教授は「法改正でこんな悲惨な結果を招くとは思ってもみなかった。そもそも改正しなくても悪徳共済業者を取り締まることはできた」と、救済措置の必要性を訴えている。

また、中小企業で組織した全国商工団体連合会（会員約30万人）は、半ばボランティア運営で、毎月1000円の会費で死亡一時金や入院費などを賄ってきた。「今のままで何の不都合もない」。

# 掛け金が維持費に消え

### ●「障害者いじめ」

「なぜ、こんなおかしな障害者いじめの法律ができてしまったのか」と怒るのは、知的障害者で組織する兵庫県知的障害者施設利用者互助会（神戸市・会員約4700人）の福田和臣理事長。

同互助会の会費は年間1万2000円。障害者の会員が入院した場合に付き添い費用も賄えるよう、1日8000円を90日間まで払ってきた。専任スタッフ1人のほかは、半ばボランティアで運営しているため、年間運営費は500万円以下で済み、集めた会費の7割前後を給付金として還元できる利点がある。

ところが、昨年4月に施行された改正保険業法で、今後の運営には1000万円以上の資本金や複数の保険専門スタッフの設置などが必要になった。福田さんは「法律改正で求められるミニ保険会社の組織だと、掛け金の多くが組織維持費に消えてしまい、従来のような十分な給付ができなくなる」と話す。

保険業法の改正は、オレシジ共済事件など共済を悪用したマルチ商法的な悪徳業者を排除するのが目的だった。しかし小

くは解散に追い込まれているという。解散した互助会の中には、米国の保険会社と団体契約するところも出てきている。

このうち知的障害者の互助会は全国に39カ所（総会員約8万7000人）あるが、すでに約10カ所が解散を決めた。知的障害者の親たちが運営している熊本県の「きずな互助会」（会員約1400人）もその一つ。「これまで親たちがボランティアで運営してきたのに、十分な給付ができた」。

法改正でそれができなくなった。今の貯金が底をつくまで給付を